

3-6 新安全基準への異議（その1）

原子力規制委員会による新安全基準の作成

原子力規制委員会が去る9月19日に国会の同意を得ないままに発足し、同時に発足した原子力規制庁とともに活発に活動している。

規制委員会の田中委員長は、従来からも原子力行政に携わってきた人で、過去の原子力安全・保安院が担ってきた原子力規制行政を刷新する人事とはとても言えない。事務局を担う原子力規制庁には、保安院や原子力安全基盤機構（JNES）からスタッフが移行して旧来と変わらない。

かれらがいま熱心に進めているのが原発再稼働の準備である。そのための急務が安全指針類の改訂である。

原発を設計建設するには、従来は原子力安全委員会が定める指針に基づいて審査が行われてきた。その代表的なものは、次のとおりである。

[原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断のめやすについて](#)

[発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針](#)

[発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針](#)

[発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針](#)

[発電用軽水型原子炉施設の火災防護に関する審査指針](#)

[発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針](#)

[放射性液体廃棄物処理施設の安全審査に当たり考慮すべき事項ないしは基本的な考え方](#)

[発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針](#)

[発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針](#)

[発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策について](#)

これらの指針類は、30年ほど前に制定されたまま、ほとんど改訂されていない。福島第1原発の事故は、それらが想定する事故のレベルをはるかに凌駕するものであった。原子力安全委員会の委員長として事故に直面した班目春樹氏は「日本の原発の安全規制は30年前の技術水準に過ぎなかった」とすら言っている（注1）。

事故後の7月に菅政権は各電力会社に「ストレステスト」を課して、再稼働の可否を判定することとした。しかし、ストレステストは遅々として進まず、かつ、2012年夏までにストレステストの1次評価報告書が提出されたのは、50基中30基に過ぎなかった。そして、2012年5月には国内のすべての原発が停止する事態になった。そして、7月に政府は関西電力の電力不足を理由に、大飯3・4号機のみを再稼働させた。

ストレステストの報告書を審議する「ストレステスト意見聴取会」においては、従来の原子力ムラの有識者のみでは説得力がないと見た保安院は、委員 12 名のうち 2 名の市民派委員、すなわち井野博満氏と後藤政志氏に委員を委嘱した。両氏は、優れた識見を発揮して、単なるシミュレーションによる「安全余裕」の計算のみでは安全評価が不十分であることを論証して、現行のままでは再稼働の条件が整っていないことを述べ、多くの市民の共感を得た。一方、保安院が合格とした伊方 3 号機のストレステスト報告書も、原子力安全委員会において、班目委員長の審議放棄によって審査されないまま終わった。

そこで、原子力安全委員会と原子力安全・保安院を廃止して、原子力規制委員会と原子力規制庁を作って、まず着手したのが新安全基準の策定である。その具体的作業は、規制委員会の更田豊志委員が座長を務める新安全基準検討チームである。ストレステスト意見聴取会の際は二人の市民派委員（井野博満さんと後藤政志さん）が参加して、大いに市民への透明性に貢献したが、この度の新安全基準検討チームでは市民派といえるのは勝田忠広准教授ひとりである。他方、以前から利益相反が問題しされていた 2 名の大学教授が起用されている（注 2）。しかも、事務局がスピーカーとなってどんどん決め込んでいる。当初、規制委員会が「新安全基準を作るには 5 年くらいかかる」と言っていたのに、現在のスケジュールは 12 月に主たる基準の中間報告をまとめ、3 月ないし 7 月には新安全基準を公布しようという勢いである。この拙速ぶりでは、当然広く意見を聴取するということになりえず、既設設備を追認して早期の再稼働を促す方向に進んでいる。

看板を付け替えたために、かえって旧来の原子力ムラの閉鎖的なサークルの中で、再稼働に向けた手続きが猛スピードで進行中である。それにしても、世論と実務者組織との乖離の大きさは、とても民主主義国での出来事とは思えない。

注1. 岡本孝司『証言 班目春樹』新潮社、2012 年。引用文は、この本の帯の文言。第 4 章に具体的な改訂点が記されている。

注2. 阿部豊委員、山口彰委員

(2012 年 12 月 5 日 筒井哲郎)